

長野県立信州医療センター

特別初診料（初診時選定療養費）にかかる Q&A

Q1 特別初診料（初診時選定療養費）とは何ですか。

A1 「初診の治療は地域のかかりつけ医等で、高度・専門医療は 200 床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、高度・専門医療を行う 200 床以上の病院においては、かかりつけ医からの紹介状を持たずに受診する患者さんに対して、診療費とは別にご負担いただく制度です。

Q2 なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A2 一部の病院に外来患者さんが集中し、患者さんの待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。まずはお住いの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門的な医療等を行う医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いたら地域の医療機関に戻っていただくことが重要です。このため、国の制度により、外来機能の明確化・連携を進める観点から、200 床以上の対象となる病院においては、紹介状を持たずに外来受診する患者さん等から、一部負担金（3 割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとしています。

Q3 特別初診料はどのような場合に支払うのですか。

A3 他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）を持たずに受診された初診の患者さんが対象となります。

Q4 特別初診料を負担する必要のない場合がありますか。

A4 主に次に該当する場合は、特別初診料をご負担いただきません。

- ① 他医の紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただいた場合
- ② 救急車で搬送された場合（ただし、軽症者を除く）
- ③ 国の公費負担医療制度の受給対象である場合
- ④ 地方単独の公費負担制度の対象である場合
（事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼している者に限る。）
- ⑤ 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ⑥ 外来受診から継続して入院した場合

- ⑦ 中学生以下で特定健康診査等により、精密検査受診の指示を受けた場合
- ⑧ 産科を受診する場合（婦人科を除く）
- ⑨ 救急医療事業における休日夜間に受診する場合
（ただし、土曜日の 8:30～18:00 を除く）
- ⑩ 労働災害、公務災害、交通事故、治験協力者、自費診療（保険確認ができない場合を除く）の場合
- ⑪ 治験協力者である場合
- ⑫ その他、当院を直接受診する必要性を院長が特に認めた患者さん

Q5 初診とはどういった場合のことをいいますか。

A5 「初診」とは、次のいずれかの場合をいいます。

- ① 当院を初めて受診される場合
- ② 以前当院を受診したことはあるが、既に治療が終了した後に再び受診した場合
（前回受診された後、新たに受診されるまでの期間が短くても、前回の病気と無関係であると医師が判断した場合は、初診となります。）
- ③ 当院とは異なる機関で受けた健康診断で異常があり、他医の紹介状を持たずに初めて受診された場合
- ④ 前回、患者さんが任意に診療を中止し、一定期間以上経過してから改めて受診する場合（中止されていた期間は、病状、診療科等によって異なります。）

Q6 選定療養費の除外対象となる公費負担医療を受給している場合とは、具体的にどのようなものですか。

A6 除外対象となる国、県の公費負担医療とは、生活保護法に基づく医療扶助や、特定の疾病に対する医療費助成制度等です。具体的には、生活保護法、特定医療費（指定難病）、更正医療、育成医療、特定疾患、小児慢性特定疾患等です。

Q7 県内の子ども医療費の助成制度等の場合も、公費負担として特別初診料の支払いは不要ですか。

A7 県内の子ども医療費の助成制度は、特定の疾病に着目した公費制度ではないため、特別初診料の徴収対象外とする公費負担制度には該当しません。そのため、特別初診料をいただくこととなります。

Q 8 救急搬送された場合でも特別初診料を徴収するのはどのような場合ですか。

A 8 救急搬送者でも、軽症者に特別初診料を徴収するのは、救急車の適正利用を目的に、限られた医療資源を有効に活用し、本当に緊急性の高い人に迅速な対応を届けるためです。

原則、救急搬送された場合は、特別初診料を徴収しませんが、明らかに以下の事例に当てはまると医師が判断した場合は、特別初診料を徴収します。

救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例

(1) 明らかに緊急性が認められない症状

- ① 軽い切り傷のみ
- ② 軽い擦り傷のみ

(2) 緊急性が低い症状

- ① 微熱のみ (37.4℃以下)
- ② 虫に刺されたり、かまれたりした部分が赤くなり、痛いのみで、全身のショック症状 (じんましん等) は見られない
- ③ 風邪の症状のみ
- ④ 打撲のみ
- ⑤ 慢性的な または、数日前からの歯痛
- ⑥ 慢性的な または、数日前からの腹痛
- ⑦ 便秘のみ
- ⑧ 何日も症状が続いていて、特に悪化したわけではない
- ⑨ 何となく体調が悪い、頭が重い、イライラするといった症状のみ
- ⑩ 眠れないのみ